

<p>① 特定臨床研究の実施計画の新規審査：200,000 円（税別） ただし、多施設共同研究にあつては、従たる施設ごとに、30 施設を上限に、10,000 円（税別）を加算。</p>
<p>② 特定臨床研究以外の臨床研究の新規審査：140,000 円（税別） ただし、多施設共同研究にあつては、従たる施設ごとに、30 施設を上限に、7,000 円（税別）を加算。</p>
<p>③ 研究終了までの間、毎年度（初年度を除く）、①にあつては 10,000 円（税別）、②にあつては 7,000 円（税別）</p>

（注）本学に所属する研究責任医師からの依頼にあつては、本学に交付された公的研究費の間接費から補助できる範囲で、前項に定める額の半額を徴収することとしております。

<<法施行前から実施している継続研究の経過措置期間における審査に係る手数料>>

<p>① 研究開始から研究に参加するすべての研究対象者が決定（症例登録終了）する前までの間にある臨床研究：100,000 円（税別）。ただし、特定臨床研究以外の臨床研究については 70,000 円（税別）</p>
<p>② 症例登録が終了し、観察期間が終了する前までの間にある臨床研究：75,000 円（税別）。ただし、特定臨床研究以外の臨床研究については 52,500 円（税別）</p>
<p>③ 観察期間が終了し、データ固定前までの間にある研究：50,000 円（税別）。ただし、特定臨床研究以外の臨床研究については 35,000 円（税別）</p>
<p>④ データ固定が終了した臨床研究 25,000 円（税別）：ただし、特定臨床研究以外の臨床研究については 17,500 円（税別）</p>
<p>⑤ 特定臨床研究にあつては、研究終了までの間、毎年度（初年度を除く） 10,000 円（税別）</p>

（注）これらについても、本学に所属する研究責任医師からの依頼にあつては、本学に交付された公的研究費の間接費から補助できる範囲で、前項に定める額の半額を徴収することとしております。